

地震に対する非常措置についての再案内

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を行いますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 学校所在の西京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページやメール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、引き渡しカードを確認し、保護者への引き渡し帰宅とします。災害状況によって、教室か体育館で生徒は待機となる予定です。正門を入口とし、正門で待機している教職員の誘導に従ってください。

生徒の安全確認のためにも、できるだけ早く来ていただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考え行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。